

でも、興味ある論議が多分に残されてゐるものと思ふ。唯、茲に紹介した小冊子が實際的内容を多く含む性質上右の點につき徹底した説明は得られないが、或意味では寧ろ書中に近刊を約束された「原價計算論」(Die industrielle Kalkulation, 1. Aufl. Berlin-Wien 1925, 2. Aufl. Stuttgart in Vorbereitung) に期待をかけて然るべきではなからうかと考へられる。

中立と安全保障

Neutrality and Collective Security, edited by
Quincy Wright. 1936.

大平 善 梧

蘆溝橋の日支軍隊の衝突は、次第に擴大し、上海に戦禍が波及し、いよいよ全面的争闘となつた。かくて事實上の戦争状態の發生するに従ひ、種々なる國際問題が惹起され、日支を廻る列國の動向が注目されるに到つた。就中、英・米・蘇の態度が問題であると言ふまでもない。茲に米國の中立政策の基調を知るべく、本書の紹介を致

したいと思ふ。本書は一九三六年十一月發行にかゝるもので、シカゴ大學のノルマン・ウエト・ハリス記念基金の事業の第十二回講演を蒐めたもので、これは同年六月二三日から七月二日にかけて開講されたもので有り、從つて米國の伊太利・エチオピア戦争に對する中立政策に注意は向けてあるが、一九三七年三月三十日に再決定を見た現行米國の中立法には言及はしてない。併し本書の四人の講師ツンメルン、ドッツ、ワレン、デキンソンのそれぞれの講義は、今日のスペイン問題並びに日支事變に對する米國外交の動向を觀察するに尙有效な典籍として擧げることができる。

米國の中立法は、全く米國の内部の需要から起つた國內問題として見るべきである。米國の中立外交論は現在三つの陣營に區別できる。一は傳統派にて、平時戰時特に戰時に於ける海洋の自由を主張するもので、自國の通商の擁護の爲めには武力を以ても交戰國に對抗せむとするものである。二は協力派にて、戦争を惹起した責任國を決定し、この國に對して無形有形の制裁を課し、聯盟

と協同して、戦争防止に努力せむとするものである。三は孤立派で、先づ米大陸だけの平和維持に勉め、歐洲及び亞細亞に起る戦争に極力捲き込まれぬ様になし、そのためには戦争の原因となるべき交戦國との通商その他の交通を豫め禁壓して、傳統の海洋自由の政策を放棄せむとするものである。米國の中立法は、この三派の主張の調和妥協による所が多いが、その基調は最後の孤立派の戦争回避論であつて、獨逸の再軍備宣言（一九三五年三月）に依つて米國の輿論は刺激され、更に前年來の伊エ紛争が急を告げ來つた爲め、米國議會は、交戦國に向け米國領土内より、兵器・彈藥類の輸出せらるゝことを一切禁止するに至つた。一九三五年八月三十一日大統領の裁可を経たる「共同決議」Joint Resolutionがそれであつて同年十月五日伊エ戦争に適用され、翌三六年二月二九日交戦國に對する金融上の取引にも禁止的規定を設けた上之を更新延長した。スペイン内亂に就いては、之を準用することにし、三七年一月八日「共同決議」によつてその不備を補つた。現行の中立法は、以上の修正増補を綜

合したもので、一部の例外を除き（法案第二節）、有効期間の規定がないので、米國の中立政策の原則を決定したものとされて居る。日支事變に就いては三七年九月一日ウィチタ號事件に關連して、同法そのものの發動は見ないが、米政府所有船に對し兵器・彈藥類の運送を嚴禁し、一般米國船もその所有主の危険に於て日支に對し兵器・彈藥類を運送すべきであると指令したのであつた。

本書の講師四人の中、始めのツンメルンを除き、三人は米人であるが、表題の共同安全保障といふ文字によつて知らるゝ如く、大體協力派の主張に屬する。その間若干のニュアンスがあるが、以下その所説を伺ふこととする。

ツンメルン(Sir Alfred Zimmern)は「共同安全保障の問題」と題して、三篇より成る講義をなして居る。歐洲大戰前、英國外務省に在り始より聯盟の成立に密接に關係した人である。聯盟中心の平和保障論であつて米國の中立政策は論じてない。彼は、共同安全保障をば *guarantee of all by all* 總べてのものに依る總べてのものゝ安全と呼んで居る。この連帶主義は更に世界の法及び秩序の條

件であるとし、世界の各國民の安全がその共同的努力によつて保障され、これによつて世界は秩序を維持するばかりでなく、その秩序が連帶責任の共同觀念によつて支持される所の條件であるとする。秩序は中央集權的專制國でも維持される。併し、そこには法を下より容認する社會的實體がない。好ましいのはやはりデモクラシイの政治形態とし、こゝに於て、法による秩序があると考へる。この觀點は世界の政治機構にも及び、世界全體に對する共同社會觀念を擴大し、この方向への人類の教育の可能を認めようとする。併しより閉鎖された社會に生活することを好む人間性が感情として存する所から、國家の存在を肯定せねばならぬ。世界を一團とした單一法體系は否認されねばならず、國際法は世界の各獨立國間の關係を規定したものにすぎない。故に次ぎの進歩の階段はかゝる世界の各獨立國の間の協力によつてのみ實現される。而してこの協力は *Safety of all by all* と言ふ標語に基く義務の履行に依存する。これは自由の國、デモクラシイの國に於てのみ完全に行はれ得るのである。

ツンメルンが、更にこの共同保障を、資本主義の發展と結び付けて、その經濟的意味を解説する所は、なか／＼面白い。併しこれを助長する手段として、之を餘りにも英米のデモクラシイ國家中心に考へすぎ、かゝる自由國に於ては權力政策の代りに厚生政策を採り居るものと信じ、持てる國たるデモクラシイ國家は、持たざる國の不當なる要求を拒否し、英米協力する事により共同保障を確立せんと主張するのである。非常に刺激的な又露骨な英米流の考へ方の現はれである。モスコはさまで恐ろしくない。ベルリン・東京・ローマがその野心によつて世界が危險を感じしめらるゝ政治的中心であると斷じ、又權力政策（經濟的軍國主義）と厚生政策とは同一の世界平和機構の中に於てその併立は不可能であると公然宣言して居る認識不足は驚くべきで、又同時にかゝる考へ方が、英米に行はれて居る現實を忘れてはならないのである。

ドッジ (William Edward Dodd) はウィルソンと個人的親交があつた關係から國際聯盟の成立に影響を與へた

人で、駐獨大使でもある。本講演は「現代文明の矛盾」と題して、少々抽象的な哲學的な話である。特に米國の都會中心の經濟制度を批判し、都會より田園への人口の再分配を主張し、貿易の自由と國際主義の關係を力説して戰爭の放棄を論ずる所にその特色を持つだけで、注意すべきものは存しない。

ワレン(Charles Warren)は「議會と中立」と題する一篇を掲げて居るが、米國の中立法を伺ふに良い文獻であつて刮目に値する。ハーバード大學出身で、大戰中米國の外務省に在り、米國の中立法が列國より侵害された諸事件を實地に處理した經驗を持つて居り、米國を歐洲に起るべき大戰より離隔すべきことに努力して居る人であり、最近に中立政策に關する論文を多數發表して輿論を喚起し、従つて、現在の米國中立法の成立には關係が深い。ワレンは現在の中立法は、中立法と呼ばれるべきものでなく、その實質は *unneutral* なものである。誤解を除くためには中立法の代りに國家防衛法 *national safeguard law, national defense law* と名附けらるべきであ

ると先づ前提し、従前の中立法は國際法上の中立國としての米國の義務を履行する目的のために發布されたのであるが、本法は、自國を出来るだけ交戰國との紛争に捲き込ましめることを除く爲めに作られたもので、全く自國の利益と防衛のために通過したものである。中立國に關する國際紛争は二種あり、一は財産であり、二は生命である。戰時に於て交戰國との交通を維持し、中立權としてその自由を主張する限りかゝる紛争は絶えない。歐洲大戰の經驗がこれを示すばかりでなく、今後の大戦に於て又然ると言はざるを得ない。これが本案の提出された根據である。それには色々手段があらう。(イ)全部又は一部或は戰前の量以上の貨物の積出の禁止 (ロ)市民の自己の危險に於て貿易を許可する方法 (ハ)貿易認可制 (ニ)現金で買ひ米國船に非ざる船によつて積出することを許す方法 (*Cash and carry plan*) (ホ)兵力により中立權を飽くまで擁護する方法 (ヘ)戦後に損害賠償を請求するが戰爭中は中立權利を擁護せぬ方法 (ト)戰爭開始に當り戰時禁制品その他に就き豫め協定する方法等を

擧げて居る。各々の手段に色々長短がある。(ホ)の兵力的擁護をやめる所に中立法の意味があり、始めの四つの方法が議會で討論された。(イ)の中兵器・彈藥及び軍用器材の輸出禁止はすでに中立法の中に挿入され(第一節)これは輿論の固き支持を受けて居る。一切の交戦國との貿易の禁止は米國の産業に及ぼすべき損害の點から採用はできず、又戦前の量に輸出を限定することも實行困難である。次ぎの(ロ)は賛成者も少くないが、議會では反對され、たゞ伊エ戦争に就き若干適用を見た。尙こゝに評者が挿入して置くことは(ニ)のキャッシュ・アンド・キヤリー制度が、三十七年三月三十日の新中立法に新設される(第二節)、兵器・彈藥ばかりが中立法によつて禁止されるのではなく、原料品・食料品等も將來の戦争に於ては戦時禁制品となるべく従つて交戦國より拿捕さるべく、かかる危険を除く爲めに一切の平和的輸出輸送を大統領の特別布告によつて禁止し得るものとし、たゞその貿易の利益を收めて交戦國との通商を維持する方法として本方を考案されたのである。現行中立法の米國の批評が今

この點に集注して居る様である。

本來行政權の範圍にあるべき外交問題が、議會により立案されるのは米國の一つの特色であり、本法の特質もかゝる法案によつて中立政策を豫め決議して置く所に存在する。米國過去五十年の歴史は明白に外交問題を議會によつて處理することの困難さを指示して居る。これはデモクラシーが止むを得ず拂はねばならぬ費用である。議會の討論ではなか／＼良い政策は決定できない、理性よりも感情によつて動く。いろ／＼議論の結果妥協により本案が通過したが、その實效は疑はしい。ワレンは、最後の(ト)の戦時禁制品目協定の方法を有効であると主張し、列國との協調を力説して居る。彼は傳統的海洋自由論等に基づく中立法反對の主張を駁論し、これらの議論は多く感情論であつて、現在の中立國通商のあるべき状態を知らぬもので、何等戦争回避に役立たぬものとして、極力中立法の精神を活す事を主張する。無益に自國の通商を犠牲にすることはできぬが、國家全體の安全の爲めには之をたゞ放任するわけにゆかぬ。更に望ましい

事は、海戦の場合に於ける交戦者の權利義務即ち中立國の權利義務を、近代戰爭の要求と實情とに適合する様に國際會議を開き之を修正する必要がある。この協定ができぬ限り米國の中立法もなか／＼實效を擧げ得まい。併し米國以外にラテンアメリカ・スカンジナビア等の諸國が続いて同趣旨の中立法政策を採用する様なれば、戰爭勃發の機會を減少し、又新しい國際法の中立規定を生む事となるであらう。ワレンは、本法がアメリカ大陸の諸共和國の戰爭に就き適用なく（現行法第四節モンロー主義に基く例外）この場合敢へて非中立的態度を採るものなることを指示して、本法が純粹に米國自身の防衛と政策とに基くものなることを再言する。併し利己主義だけでは戰爭回避の目的を結局達し得ない。戰爭の勃發を豫防する爲に他國と協力する事を拒否して居る限り、米國は不安と不滿の狀態に停る事は明かであると、茲に國際主義的な立言をして居る。最後にワレンの主張する潜水艦の米國領水使用の禁止及び米人の交戰國船舶に依る旅行の禁止等が、それ／＼現中立法に具體化された所

書 評

（第八節第九節）であり、本論文の價值ある事を伺ひ知らるゝと思ふ。

デキンソン (Edwin Dewitt Dickinson) はハヴァード大學でドクターを採り、今加州大學の法學部長たる國際法學者である。彼は「米國と共同安全保障」に就いて論じて居るが、その信條は、國際社會の安全保障は、秩序ある進歩に對する保證 (assurance of orderly process) を含まねばならぬと云ふ事がある。集團的安全保障とは、かゝる平和的進歩の保證を達するための協力と考へられねばならない。この事實は小は一部落から大は國際社會までに等しく認められねばならぬ。共同安全保障の中核をなすとデキンソンの考へる秩序的進歩の保證は、組織 organization と修正 adjustment と制裁 sanctions の三方法に於て行はれねばならない。(1) 安全を保證された社會は組織ある社會であり、組織化の努力は社會の構成員の相互依存關係と並行せねばならない。國際社會の機構は、國際的相互依存の増加に伴ふその要求に應ずる努力の記録である。(2) その社會は又組織あるのみな

らず更に絶えず變化する條件に對して秩序ある修正を準備してなければならぬ。國際社會は動的であつて靜的ではない。國際機構は現状維持を化石化することでは有り得ない。安全保障は強力に依らずして修正が獲得されと言ふ信任を必要とする。(3) 社會はその組織が提供する平和的手續を尊重せしめる保證を持たねばならぬ。制裁手段の基礎となるものは、目的達成を支持する輿論の一致である。米國は世界の安全保障のために協力を惜まない。併し米國の希望するものは國際聯盟成立後盛んとなつた商議 consultation であつて、その後の歐洲の機構として發達しつゝある積極的擔保の制度には参加することではない。集團的不承認及び經濟封鎖の制裁は試みて成功しなかつた。強力的制裁は寧ろ地域的適用の組織の方が効果が有ると思はれる。米國は國際社會の組織の助長ならびに世界の秩序的修正手續の助長に協同する。併し制裁に就いては孤立主義を採らねばならない。米國は他國に對し經濟的乃至軍事的強力を豫め行使する事を約する積極的保障條約には一切調印しないであらう。

併し不可侵を約する消極的條約及び義務的紛争平和的處理條約は之れを受諾することは想像される。米國はその傳統的的信條により先づ歐亞より孤立してその内政に關心を注ぐべきである。國內には豊富な資源が有り、内延的發展の可能が大きい。而して今日の權力衝突均衡 check and balance の政府組織は、積極的な外交政策の遂行には不適當である。今度の中立法の如き、自主的孤立主義を採りつゝも、現實には共同安全保障の地域的制裁を擁護する事となるであらう。米國は、世界の他の側に起るべき集團的經濟封鎖又は軍事的行動の制裁を課する事は加はらぬが、事實上では正しい目的を持つ國を、集團的不承認と違反國に物的援助を拒否する事によつて援助するであらう。米國は他國よりも約束する事は少ない、併しその行動は約束した事に就いては決して他國より少くはない。或る平和機構は世界的でなければならぬが又或るものは地域的である事を要する。共同安全保障は世界的でなければならぬ、併しその制裁規定は決して一般化する必要がないと結論されて居る。

本書は以上の四篇で盡きるが、その附録として聯盟規約及びその伊エ戦争に就いての適用の書類、パリ不戰條約及びその伊エ戦争に就いての適用の書類、アルゼンチン不戰條約及び米國中立法等が收められて、本書の效用を増加せしめて居る。

ハロッド『景氣循環論』

F. H. Harrod : The trade cycle. Oxford 1936.
pp. xi+234.

杉本 榮 一

近代經濟學界流行の課題の一つは、景氣變動論である。經濟原論の書物は、最早かつての如く、生産論・交換論(貨幣論・價值論・價格論)・分配論(所得論)といふ如き、傳統の編制を以て了はることができなくなつた。そこには、必ず、景氣變動論といふ新たな章が附け加へられてゐる。否景氣變動理論と銘を打つた單行の書物さへ

汗牛充棟もたゞならぬ如く、市場に溢れてゐる状態である。

しかしこれらすべての景氣變動理論書は、ほとんど全く景氣變動理論を缺いてゐる。群小の駄本は別としても例へば景氣論上の模範書と認められてゐるミッチェルの『景氣循環』(W. C. Mitchell : Business cycles : the problem and its setting. New York 1928)をみよ。ひとはそこに、景氣過程に關する詳細なしかも有益な記録や統計表乃至圖表の最もよき意味に於ける集大成を見出し得るであらう。しかし悲しいかな、如上の諸資料によつて確定された部分的諸事實(それらはこれから作らるべき景氣理論にとつて素材となるべき、貴き資源である)が手際よく並列されてゐるだけで、これらの素材を一個の統一的な體系に包攝すべき理論が存在してゐない。

勿論シュビートホフの古典的著作(A. Spiethof : Art. „Krisen“ im Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 4. A. Jena 1925)の如く、單なる素材聚集の域を超え一個の『景氣理論』をうちたてゝゐるものもないではな